環境関連法規制等の動き 2013 年 11 月 (2013.9.25~2013.10.21)

<u>1. 法令情報</u>

1-1-1. 労働基準法施行規則の一部を改正する省令 <厚生労働省令第 112 号>

(-1~-2は2013.9.30公布、5件共2013.10.1施行)

- 1-1-2. 労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物
 - (合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件 <厚生労働省告示第 316 号>
- 1-1-3. 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示 <厚生労働省告示第 326 号>(-3~-5 は 2013. 10. 1 公布)
- 1-1-4. 労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質

<厚生労働省告示第 327 号>

- 1-1-5. 地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令 <総務省令第92号>
- -1 は、労基則に定める業務上の疾病に 1,2-ジクロロプロパン・ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん、同ベリリウムによる肺がん、同テレビン油による皮膚疾患が追加されました。
- -2 は、題記一覧に、過酸化水素水・アジ化ナトリウム等 17 の化学物質と各物質に応じた症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病が、業務上疾病の範囲に追加されました。
- -3 は、作業環境測定基準と作業環境評価基準に 1・2-ジクロロプロパンが追加され、濃度測定と管理濃度 10ppm が定められました。
- -4 は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質として、N・N-ジメチルアセトアミドが追加されました。
 - -5は、題記法に-1の4物質が追加されました。
- 1,2-ジクロロプロパンは、先々月の法令情報3の労安法改正(名称等の表示、健康管理手帳交付、特定化 学物質第2類物質に追加(作業主任者選任・作業環境測定・特殊健康診断義務の対象等))と同時期施行にな ります。

上記の化学物質を使用する/していた、事業所に適用されます。

- 〈参考〉厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004f5x.html
- <参考>官報 http://kanpou.npb.go.jp/20130930/20130930g00212/20130930g002120036f.html
- 〈参考〉厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/sankou2_1.pdf
- <参考>官報 http://kanpou.npb.go.jp/20131001/20131001h06141/20131001h061410006f.html
- 1-2-1. エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の 一部を改正する省令 <国土交通省令第84号>

(12件共2013.9.30公布、-2・3・5は2014.4.1施行、その他の9件は2013.10.1施行)

- 1-2-2. 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 <国土交通省令第85号>
- 1-2-3. エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する建築

主等及び特定建築物の所有者の判断の基準の一部を改正する件 <経済産業・国土交通省告示第7号>

- 1-2-4. エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、特定住宅に必要とされる性能の向上に
 - 関する住宅事業建築主の判断の基準の一部を改正する件 <経済産業・国土交通省告示第8号>
- 1-2-5. 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づき、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の

一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件 <経済産業・国土交通・環境省告示第149号>

1-2-6. エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に

関する設計、施工及び維持保全の指針を定める件 <国土交通省告示第907号>

1-2-7. エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき 建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件等の一部を改正する件

<国土交通省告示第908号>

- 1-2-8. 評価方法基準の一部を改正する件 <国土交通省告示第909号>
- 1-2-9. 租税特別措置法施行令第26条第25項第6号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して 定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの 使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替、同令第26条の4第8項の規定に基づき、 国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、 改築、修繕又は模様替及び同条第18項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して 定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替の

一部を改正する告示<国土交通省告示第910号>

- 1-2-10. エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を定める件の一部を改正する告示 <国土交通省告示第911号>
- 1-2-11. 国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事の一部を改正する告示

<国土交通省告示第912号>

1-2-12. 平成20年国土交通省告示第516号の一部を改正する件 <国土交通省告示第913号>

住宅と建築物の省エネ基準について、国際的にも使われている1次エネルギー消費量を指標として、外皮の 断熱性能と設備性能を総合的に評価ができる基準に一本化されます。

-1の省エネ法では、第1・2種特定建築(300m2以上の増改築等)主等は、着手の21日までに省エネ措置を届出するよう規定されていますが、その届出様式が変更になりました。

-2は低炭素建築物計画新築等計画認定申請書の様式が変更になりました。

-3~-12は、具体的判断基準について改正されました。

第1・2種特定建築物、低炭素建築物に適用されます。

〈参考〉電子政府 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155130713&Mode=0

〈参考〉国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000005.html

〈参考〉国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html

1-3. 1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1973年の議定書の

附属書 V の改正に関する件 <外務省告示第 307 号>(2013. 9. 27 公布、2013. 1. 1 効力発生)

題記マルポール条約付属書V(船舶からの廃物による汚染の防止のための規則)が改訂され、船舶から排出可能な廃棄物の見直しが行われ、海洋環境に有害でないと認められる一部の廃棄物を除き、船舶から発生する廃棄物の海洋投棄が原則禁止となりました。この規制は、国内担保法である「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第89号)」で、2013.1.1より先行して実施されています。

船舶運行事業者に適用されます。

<参考>官報 http://kanpou.npb.go.jp/20130927/20130927g00210/20130927g002100019f.html

〈参考〉国土交通省事務連絡 http://www.jsmea.or.jp/news/milt25011705.pdf

2. 一般情報

2-1. 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る 化学物質の審査及び製造

等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第2次答申) について (2013.10.8環境省)

中央環境審議会では、第1次答申としてエンドスルファンとヘキサブロモシクロドデカンを化審法第1種化学物質として指定することが望ましいと答申しています。今回の第2次答申は、その際に②輸入禁止製品に当該物質の使用されている防炎生地等の追加、③代替品があるので使用の禁止の結論を、環境大臣に答申しました。今後意見募集を経て、法改正の予定です。

<参考>環境省ホームページ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17224

<u>2-2.</u> 電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップの策定について (2013. 10. 7環境省)

第3次循環型社会形成推進基本計画(2013.5閣議決定)で、電子マニフェストの普及率(利用割合)を2016 年度において50%に拡大する目標が掲げられました。

環境省では、2012.3.末の普及率が約30%の実態を踏まえ、目標達成に向けた多量排出事業者の加入促進や利便性向上のためのシステム改善等のロードマップを公表しました。

〈参考〉環境省ホームページ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17212

2-3. 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書

(自然科学的根拠) の公表について (2013.9.27 環境省)

題記報告書が第36回総会(2013.9.26)で承認され、IPCCより公表されました。

大気中の二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、1酸化2窒素(N_2O)濃度は、過去80万年間で前例のない水準まで増加しており、 CO_2 濃度は、化石燃料による排出や土地利用の変化により、工業化以前より40%増加しています。

また、1986~2005年を基準とした、2081~2100年における世界平均地上気温・海面水位の変化は、低位安定化 (RCP2.6)・中位安定化 (RCP4.5)・高位安定化 (RCP6.0)・高位参照 (RCP8.5) の各々のシナリオで、各々0.3~1.7℃・0.26~0.55m、1.1~2.6℃・0.32~0.63m、1.4~3.1℃・0.33~0.63m、2.6~4.8℃・0.45~0.82mの範囲に入る可能性が高いと報告されました。

<参考>環境省ホームページ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17176

〈参考〉国立環境研究所ホームページ http://www.nies.go.jp/whatsnew/2011/20110926/20110926.html

2-4. 2012 年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について (2013.10.4 環境省)

環境省は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に基づき、題記年次報告書を発行しました。 地球規模のオゾン全量は、衛星測定を開始した1979年に比べて現在も少ない状態が続いていますが、南極域の オゾン層は依然として深刻な状況にあり、人為起源のオゾン層破壊前の1960年レベルに戻るのは21世紀末にな ると予測されています。

日本の都市域ではCFCは効果が見られるものの、HCFC及びHFCは頻繁に高い濃度で検出されており、過去に製造・充填された機器装置等から大気中に放出されていると想定され、対策として改正フロン回収・破壊法が2013.6.12に公布(2年以内に施行)されました。

<参考>環境省ホームページ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17205

2-5. 2012年度エネルギー需給実績(速報)について (2013.10.2経済産業省)

主な内容は、①最終エネルギー消費は、前年度比▲1.2%(電力:同▲2.0%、石油:同▲1.7%等)、②一次エネルギー国内供給は、前年度比▲1.5%(原子力:同▲84.3%、石炭:同+4.4%、天然ガス:同+3.5%、石油:同+1.4%等)、③エネルギー起源の二酸化炭素排出量は、前年度比+2.8%で、京都議定書基準年(1990年)比では+13.9%と悪化しました。

〈参考〉経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131002003/20131002003.html

2-6. 2012年6月末時点の再生可能エネルギー発電設備の導入状況について (2013.10.4経済産業省)

題記について、太陽光発電設備(非住宅)の導入が順調に継続し、固定価格買取制度導入後の再生可能エネルギー発電設備の導入量は、累計で366.6 万kW(うち太陽光発電設備が約9割)となりました。

<参考>経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131004003/20131004003.html

2-7. 2013年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」

(第2次再資源化事業者提案型) における事業の決定について (2013.9.26環境省)

2013.4.1施行の小型家電リサイクル法の環境整備の公募の結果、4社の再資源化事業者(岐阜・大阪・和歌山・大分・沖縄の5府県の市町村と連携)の事業計画が採択されました。

国による回収ボックス等の物品や市民向け広報等の回収体制の構築に必要な支援が行われ、少しずつですが実施に向けた環境整備が進みつつあります。

〈参考〉環境省ホームページ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17166

2-8. 2012年度末の汚水処理人口普及状況について (2013.9.27環境省)

2012年度末における汚水処理人口普及率は88.1%で、総人口12,640万人中、下水道9,645万人(76%)、浄化槽1,106万人(9%)農業集落排水施設等360万人(3%)と、共に前年に比べ普及が進んでいます。

〈参考〉環境省ホームページ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17180

<u>2-9. 2013年「ウォームビズ」について (2013.10.1環境省)</u>

2013.11.1~2014.3.31までウォームビズが実施されます。今年度は、更にもう1つのアクション等をプラスして訴求する「WARMBIZ+ONE」(ウォームビズ・プラス・ワン)や、昨年開始した暖かいところに集まり省エネするウォームシェアで、更に積極的な取組みが期待されています。

〈参考〉環境省ホームページ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17196

2-10. 2013年度環境省関係税制改正(投資減税関連等)について (2013.10.1環境省)

民間投資活性化等のための税制改正大綱が決定され、温暖化対策推進のためにノンフロン機器やオフロード 車の固定資産税の軽減措置や、法人税関連で設備投資促進の税制(LED等の高効率照明や高効率ボイラー等) が対象になります。

<参考>環境省ホームページ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17198

2-11. 2013年度低炭素価値向上に向けた2酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(鉄道を活用した物流の低炭 素化促進事業及びエコレールラインプロジェクト事業)の第2次公募について (2013. 10. 15環境省)

一般社団法人低炭素社会創出促進協会では、題記補助事業案件を10.25まで公募しています。

鉄道輸送用31フィートコンテナは450万/個、大型CNGトラック活用事業では差額の1/2補助等の内容が含まれています。

〈参考〉環境省ホームページ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17253

2-12. 2013 年度「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 (廃棄物エネルギー導入事業)」の

2次公募について (2013.9.27環境省)

環境省は、廃棄物分野における温暖化対策を推進するため題記補助事業案件を11.22まで公募しています。 廃棄物高効率熱回収施設整備事業、熱輸送システム施設整備事業等の設置に伴う施設整備費の1/3~1/2を上限として補助する内容が含まれています。

〈参考〉環境省ホームページ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17175

以上